

令和5年度

“とちぎのいい木”木造・木質化等支援事業 事業案内



— 栃 木 県 —

森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、「植えて、育てて、**伐って、使う**」という森林資源の循環利用を推進することが大切です。

この事業は、木材の利用を促進し、さらに、木材の特性などに関する県民の理解促進を図るため、多くの県民が利用するモデル的な民間施設の木造・木質化を支援します。

1 事業内容

不特定多数の多くの県民が利用し、高い先進性、モデル性を有する民間施設の木造化及び木質化に対する補助

木造化：建築物の構造耐力上主要な部分（柱・梁・桁・屋根等）の全て又は一部（RC（鉄筋コンクリート）造やS（鉄骨）造との混構造（ハイブリッド）を含む）を木造とすること。

木質化：建築する施設の内外装を木資材（壁板、床板、天井板、羽目板等）で施工すること。

対象施設の 具体例

学校、文化・スポーツ施設、幼稚園・保育園、福祉施設、病院、公民館、
店舗・商業施設、駅、観光施設、モニュメント等

補助対象者

民間事業者（県内に本店又は事業所等を有する者に限る）

補助の条件

ア 施設規模は、延床面積200m²以上のものであること。

イ 使用木材は、木造化の場合は総材積の60%以上、木質化の場合は原則全てに県産出材（「栃木県産出材証明制度※1」に基づき、栃木県内の森林から生産されたことが証明された木材）であること。

ウ 年度内の事業完了（補助事業に係る部分の工事完了及び支払い）が見込めること。

エ 補助を受けて整備した施設は、事業完了後も、事業趣旨に即し適正な管理が行われること。

オ 森林環境譲与税及び県産出材を活用して整備された施設であることについて、PRを実施すること（標示板設置等）。

※1 栃木県森林組合連合会及び栃木県木材業協同組合連合会が管理する、素材生産業者から原木市場・製材工場・流通業者へと順次経由する証明体制（＝木材のトレーサビリティ）であり、需要者に安心・適正な管理された県産出材が届くシステム

補助対象経費

木材費、木造・木質化に係る施工費、設計・監理費（施工費の10分の1以内）

補助金額

原則として、単位面積当たり次の額を補助します（森林認証材^{※2}（県産出材）使用の場合は、さらに上乗せ^{※3}）。

なお、応募は、木造化又は木質化のいずれかを選択してください。

木造化	延床面積 1 m ² 当たり3万円 ⇒ 森林認証材使用の場合、3千円を上乗せ	上限額： 1 施設当たり 1千万円
木質化	木質化面積 1 m ² 当たり2万円 ⇒ 森林認証材使用の場合、1千円を上乗せ	

※2 森林認証制度（『緑の循環』認証会議（SGEC）、森林認証協議会（FSC）又は森林認証プログラム（PEFC）が管理するものに限る。）により認証された森林から生産された木材

※3 森林認証材使用による上乗せは、県産出材の全量に森林認証材を使用した場合は全面積に適用し、一部使用の場合は、県産出材使用材積に占める森林認証材材積の比率で延床面積または木質化面積を按分して適用します。

審査基準

次の5項目により審査し、総合的に評価して採否を決定します。

- ア 施設規模：規模の大きさ（階数、延床面積）
- イ 技術性：構法や架構形式、耐火性能などにおける先進的技術や部材の採用、低コスト化や工期短縮等の工夫
- ウ 使用木材：県産出材（木材）の使用（量、割合）、適材適所の材料選択（無垢材、集成材等）、品質・性能（強度、含水率）の明示、材料調達の工夫（分離発注等）
- エ 魅力度：内面的魅力（施設整備や木材利用に関するコンセプトやストーリー性など）、外面的魅力（デザインや木材の使い方、見せ方などにおける独創性やシンボル性、意匠性など）
- オ 効果度：立地性（人口、交通量等）、集客性（施設の利用者数、客層等）、類似施設への波及効果、PR性（標示板設置、利用者アンケート等）

2 応募方法等

応募書類

- ア 事業実施要望書
- イ 事業実施計画書
- ウ 図面
(構想図、位置・平面図、立面図等)
- エ 企業概要が分かるパンフレット等

募集期間

令和5年4月3日(月)
～5月31日(水)
(消印有効)

書類提出先

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20
栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当
(県庁11階東側)
TEL 028-623-3277

※e-mail: ringyo-mokuzai@pref.tochigi.lg.jp 送信
郵送
持参(受付時間: 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)

3 手続き等の流れ

募集

4月3日～5月31日

審査・採択

6月末
※審査結果は、各応募者宛てに通知します。

交付申請

7月～
※採択となった場合は、補助金交付要綱に基づき交付申請の手続きを行い、事業を開始して下さい。

事業実施

4 問い合わせ等

問合せ先: 栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当 TEL: 028-623-3277

※実施要綱、補助金交付要綱、提出書類各様式は、県ホームページに掲載しています。

県ホームページトップ>産業・しごと>林業>県産材

とちぎ 木造・木質化

検索

みんなで
とちぎの木をつかおう!

平成29(2017)年10月
「とちぎ木づかい条例」施行

